



佐賀県公報

平成18年
1月11日
(水曜日)
第12702号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

◎佐賀県立九州シンクロナトロン光研究センター条例附則第二項に規定する規則で定める日を定める規則

(三・新産業課)

一

告示

○土地収用法に基づく事業の認定

(八・土地対策課)

一

公告

○土地改良区役員の就任届

(農地整備課)

三

○県営金立東部地区土地改良事業計画変更決定

" "

四

○県営波戸地区土地改良事業計画変更決定

" "

四

○県営堀切地区土地改良事業計画変更決定

" "

五

○太良地区蕪田換地区換地計画

" "

五

○太良地区小田換地区換地計画

" "

五

○太良地区中尾換地区換地計画

" "

五

○太良地区端月換地区換地計画

" "

六

○太良地区柳谷換地区換地計画

" "

六

○太良地区津ノ浦換地区換地計画

" "

六

○換地処分

" "

六

公布された規則のあらまし

○佐賀県立九州シンクロナトロン光研究センター条例附則第二項に規定する規則で定める日を定める規則(規則第三号)

佐賀県立九州シンクロナトロン光研究センターの実験施設の供用を開始する日

は、平成一八年一月一三日とすることとした。

規則

佐賀県立九州シンクロナトロン光研究センター条例附則第二項に規定する規則で定める日を定める規則をここに公布する。

平成十八年一月十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第三号

佐賀県立九州シンクロナトロン光研究センター条例附則第二項に規定する規則で定める日を定める規則

佐賀県立九州シンクロナトロン光研究センター条例(平成十五年佐賀県条例第四十二号)附則第二項に規定する規則で定める日は、平成十八年一月十三日とする。

告示

◎佐賀県告示第八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業認定したので、次のとおり告示する。

平成十八年一月十一日

佐賀県知事 古川 康

- 一 起業者の名称 北方町
- 二 事業の種類 北方中央線道路公園建設工事
- 三 起業地

- (一) 収用の部分 佐賀県杵島郡北方町大字志久字新ヶ江地内
- (二) 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(一) 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、杵島郡北方町大字志久字新ヶ江地内における二千七百三十五平方メートルの土地を起業地とし、地区住民が日常的に利用できる小規模公園を整備する「北方中央線道路公園建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第三十二条第二号に掲げる地方公共団体が設置する公園に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(二) 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者である北方町は、一般会計等により既に財源措置を講じていること等から、本件事業を施行する権能を有すると認められる。また、平成十八年三月の市町村合併により設置される新市においても、この事業は継承される。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(三) 法第二十条第三号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

現在、北方町では、周辺の丘陵地をはじめ自然環境は大切に残されており、自然を生かした大規模な公園及びスポーツ施設の整備が進んでいる。しかし、郊外の公園は整備されたものの、北方町の中心部である高野地区及び木の元地区には地区住民が日常的に利用できる公園がないため、その設置を強く要望されている。

本件事業の完成により、住宅や店舗等が建ち並ぶ高野地区及び木の元地区の近隣に位置する志久地区で現在建設中の町道北方中央線沿いに住

民の憩いとやすらぎの場である小規模公園が整備されることから、地区住民が安心して子供を生み育てる環境づくりができるとともに、公園の維持管理を通じて地域活動に対する住民参加の機会や高齢者の生きがいも生み出す等、少子・高齢化を迎えるの快適な生活環境の形成に寄与することが認められる。

また、本件事業は、工事内容等から周辺環境への影響は小さいものと考えられる。

さらに、事業計画に対する地域住民からの反対もない。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地内では、起業者が保護のため特別の措置を構すべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、高野地区及び木の元地区住民の交流の場の確保を目的とした施設整備であり、本件事業の事業計画は、公園面積は街区公園の面積算定基準等に基づき申請地周辺の地域状況等を考慮して決定されているため、本件事業の事業計画は適正であると認められる。

また、本件事業に係る起業地の位置、交通の利便性、事業費等を考慮して選定した三つの候補地について、社会的観点及び経済的観点から総合的に検討した結果、交通の便がよく、事業費の安価な本件起業地が最も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四) 法第二十条第四号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在、北方町には、(三)のアで述べたように、地区住民に身近な小規模公園という生活基盤整備が遅れているため、住民にとって住みよい生活環境が十分に整備されているとは言えない。

また、本件事業は平成十三年三月に策定された第二次北方町総合計画の基本方針に基づいており、更に新市の建設計画においても主要施策の一つである公園の整備となることや、今後、少子・高齢化が進む中、特に北方町の高齢化は全国や佐賀県の平均を上回る高い推移で進行していることから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

北方町建設課

○ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、鹿島市多良岳土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成18年1月11日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就退任年月日
理 事	光武 学	鹿島市大字飯田丙940番地2	平成17年10月28日退任
"	小野原 博	古枝乙1622番地イ	"
"	小柳 和義	大字音成乙3925番地	"
"	中尾 清春	藤津郡太良町大字伊福甲221番地	"
"	井上 利率	鹿島市古枝乙762番地	"
"	木原 得司	大字飯田甲4484番地2	"
"	坂本 辰馬	" 乙3621番地	平成15年7月8日退任
"	岡 研次	大字音成戊3281番地1	平成17年10月28日退任
"	岡 武次郎	" 685番地	"
"	野中 信行	" 乙240番地1	"
"	小柳 徳博	" 乙1603番地の28	"
"	松本 米治	" 丙1269番地	"
"	池田 博	浜町甲4537番地	"
"	福岡 一弘	大字山浦丁1443番地	"
"	白仁田保彦	" 乙1492番地	"
監 事	中村 瀧見	大字音成甲4583番地	"
"	野中 武敏	" 丙2354番地	"
"	小池 宏	" 丁1222番地	"

理事	光武 学	”	大字飯田丙940番地2	平成17年10月29日就任
”	鶴 一男	”	古枝乙1814番地	”
”	中村 巧	”	大字山浦乙205番地	”
”	中尾 清春	”	藤津郡太良町大字伊福甲221番地	”
”	山口 英久	”	鹿島市古枝乙255番地4	”
”	岡 廣次	”	大字音成甲1535番地	”
”	木原 得司	”	大字飯田甲4484番地2	”
”	興猶 秋身	”	丙3332番地2	”
”	岡 研次	”	大字音成戊3281番地1	”
”	野中 信行	”	乙240番地1	”
”	大島 修	”	乙1745番地	”
”	眞崎 文雄	”	乙3975番地	”
”	松本 和雄	”	丙643番地1	”
”	竹下 良則	”	浜町377番地	”
”	村田 昭一	”	大字山浦丁1285番地3	”
”	森田 正義	”	丁4146番地	”
監事	木原 幹夫	”	大字飯田乙1357番地	”
”	小池 達男	”	大字音成丁1242番地	”
”	栗 啓三	”	丙1622番地	”

県営土地改良事業（ほ場整備）金立東部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年2月23日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成18年1月11日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ほ場整備）金立東部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年1月12日から平成18年2月8日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所

県営土地改良事業（一般農道整備）波戸地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年2月23日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。

平成18年1月11日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（一般農道整備）波戸地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年1月12日から平成18年2月8日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

<p>県営土地改良事業（ため池等整備）堀切地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年2月23日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。</p> <p>平成18年1月11日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>	<p>平成18年1月12日から平成18年2月8日まで</p> <p>3 縦覧の場所 太良町役場</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）太良地区小田換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成18年1月11日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>
<p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（ため池等整備）堀切地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成18年1月12日から平成18年2月8日まで</p> <p>3 縦覧の場所 唐津市役所</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）太良地区燕田換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成18年1月11日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>	<p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（中山間地域総合整備）太良地区小田換地区換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成18年1月12日から平成18年2月8日まで</p> <p>3 縦覧の場所 太良町役場</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）太良地区中尾換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成18年1月11日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>
<p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（中山間地域総合整備）太良地区燕田換地区換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間</p>	<p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（中山間地域総合整備）太良地区中尾換地区換地計画書の写し</p>

<p>2 縦覧の期間 平成18年1月12日から平成18年2月8日まで</p> <p>3 縦覧の場所 太良町役場</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備)太良地区端月換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。 平成18年1月11日</p>	<p>の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成18年1月12日から平成18年2月8日まで</p> <p>3 縦覧の場所 太良町役場</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備)太良地区津ノ浦換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。 平成18年1月11日</p>
<p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(中山間地域総合整備)太良地区端月換地区換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成18年1月12日から平成18年2月8日まで</p> <p>3 縦覧の場所 太良町役場</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備)太良地区柳谷換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。 平成18年1月11日</p>	<p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(中山間地域総合整備)太良地区津ノ浦換地区換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成18年1月12日から平成18年2月8日まで</p> <p>3 縦覧の場所 太良町役場</p> <p>県営土地改良事業(農地還元資源利活用)兵庫西部地区第1換地区の換地計画に基づき、平成17年9月12日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。 平成18年1月11日</p>
<p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(中山間地域総合整備)太良地区柳谷換地区換地計画書</p>	<p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>